

第1章 計画の策定に当たって



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

(1) これまでの計画

本県では、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）の制定を受けて、昭和37年に千葉県スポーツ振興審議会を発足させ、第1次「千葉県体育・スポーツ振興計画」を策定しました。その後も国・県の施策と歩調をあわせた上で、改訂を加えながら、継続して体育・スポーツの振興を図ってきました。

平成24年4月には、「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」の推進により、『スポーツ立県ちば』を目指した第11次千葉県体育・スポーツ推進計画を策定しました。平成29年4月には、第12次千葉県体育・スポーツ推進計画を策定し、「全ての県民が多面にわたるスポーツの価値を基盤にしながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う『スポーツ立県ちば』の一層の推進を目指して」の基本理念のもと各種施策を展開してきました。

国においては、平成29年3月に、～スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life～スポーツで「人生」が変わる！、「社会」を変えよう！、「世界」とつながる！、「未来」を創る！、の中長期的なスポーツ施策を基本方針とした第2期スポーツ基本計画が策定され、令和4年3月に第2期計画の基本方針を踏襲し、スポーツを「つくる／はぐくむ」、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」といった新たな3つの視点を加えた第3期スポーツ基本計画が策定されました。



(2) 本県で進めてきた取組

第12次計画では、「スポーツ立県ちば」の一層の推進を目指し、「子どもの体力向上と学校体育活動の充実」「運動・スポーツを楽しむための健康・体力づくり」「スポーツ環境の整備」「競技力の向上」「東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの推進」及び「スポーツによる地域づくりの推進」の6つをリンクとしました。

この間、生涯スポーツでは、幅広い年齢層へのスポーツの推進に取り組みました。毎年10月に、「スポーツで元気いっぱい親子体験イベント」を実施し、働き盛り世代・子育て世代が親子でスポーツに親しむきっかけとなりました。また、県内各地におけるスポーツの活性化を目指し、指導者研修会や講習会、総合型地域スポーツ自立活性化支援事業等、指導者の育成や連携・交流を図ってきました。このように「する・みる・ささえる」スポーツが広がる中、成人の週1回程度のスポーツ実施率も向上しています。さらに県内トッププロスポーツチームと連携した「ちば夢チャレンジ☆パスポート・プロジェクト」「ちば夢チャレンジかなえ隊派遣事業」では、小中学生が卓越したパフォーマンスを間近で見たり体験したりする機会を設定し、スポーツに対する関心を高めることにつながりました。

学校体育では、「わかる・できる・楽しい」を実感できるような指導方法の工夫・改善と指導と評価の一体化を進め、授業改善を行いながら体育指導の充実を図りました。また、「いきいきちばっ子 健康・体力づくり推進事業」で「遊・友スポーツランキングちば」を実施し、子どもたちは仲間とともに身体を動かすことの楽しさを味わうと同時に、運動への意欲を高めました。これらの成果もあり、県内の児童生徒の体力は全国平均を上回っています。

競技スポーツでは、千葉県競技力向上推進本部事業において「国民体育大会入賞」と「未来のアスリートの発掘・育成・強化」を目標に掲げており、近年の国民体育大会の成績は、男女総合成績は5年連続、女子総合成績は11年連続で8位以内入賞（令和2年度延期、令和3年度中止）を果たしています。過去10年の成績を見ても、競技力が安定していることがわかります。

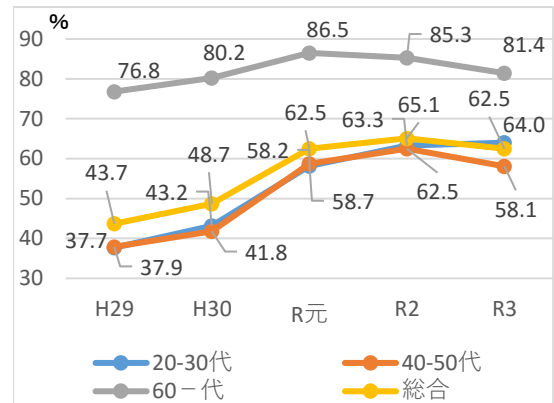
このように、子どもから高齢者までが、多面にわたるスポーツの価値を基盤とした取組と、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、県民の体育・スポーツに対する関心は、更なる高まりを見せています。



(3) 本県のスポーツに関する現状 【県民の運動・スポーツに関するアンケート調査】

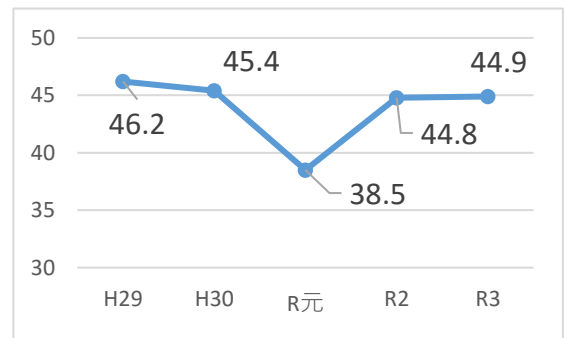
週1回以上スポーツを行っている人の割合は、62.5%でした。

世代別にみると、60代以上の実施率が最も高く、他の世代を牽引しています。平成30年度から令和元年度にかけて大きく向上が見られるのは、スポーツの定義を広げたことによるものと考えられます。今後も、全ての世代において、スポーツ実施率の維持・向上を目指します。



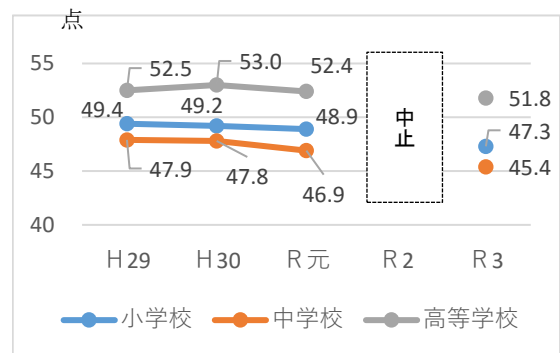
[成人の週1回のスポーツ実施率]

幼児期における休日1時間以上の運動遊びの実施率は、令和元年度の38.5%から令和2年度の44.8%と向上しています。全体的には、横ばいの状態が続いていることから、子どもたちに運動遊びの楽しさや気持ちよさを味わわせる取組の充実と、保護者への更なる啓発が課題です。



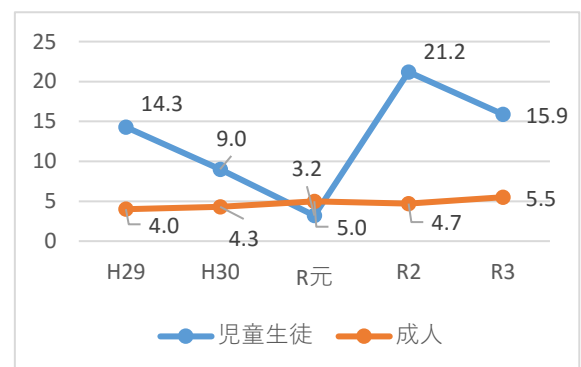
[幼児期における休日の運動遊び]

児童生徒の体力は、全国平均を上回っていますが、年々緩やかな下降傾向が見られます。新型コロナウイルス感染症による行動制限により、今後、更なる体力低下が懸念されます。運動やスポーツが好きな児童生徒の育成を目指し、体育の授業等を通じた体力向上事業の更なる推進が課題です。



[小、中、高における新体力テスト平均点]

パラスポーツを体験したことがあると回答した割合は、児童・生徒、成人ともに低調な結果となっています。令和2年度、児童・生徒の割合が向上しているのは、各校でオリンピック・パラリンピック教育が行われたことによるものと考えられます。障害の有無に関わらず、だれもが楽しめるパラスポーツの推進に向けた取組が課題です。



[パラスポーツの体験]

(4) スポーツを取り巻く環境の変化

令和2年、日本のスポーツを取り巻く環境は、大きな変化を迎えます。新型コロナウイルス感染症は、私たちの日常生活に多大な影響を及ぼすとともに、スポーツ界にも様々な変化をもたらしました。

感染拡大防止のための緊急事態宣言発令により、運動できる場所や運動そのものにも制限が出されました。学校の臨時休業等により部活動は休止となり、多くのスポーツイベントや各種大会も中止、スポーツ施設は閉館や休業を余儀なくされました。

その後、自粛生活が続く中、運動不足が懸念され、運動やスポーツの必要性・重要性が取り上げられるようになります。家の中で簡単にできるエクササイズがSNS等で話題となる一方、感染症予防を念頭においた新しい生活様式*が広がり、その中でスポーツを楽しんだり観戦したりと、スポーツへの関わり方に変化が見られるようになります。

【新型コロナウイルス感染症による動き】

年月	国の動き	スポーツ界の動き	県の動き
令和2年 1月	国内初の感染者確認		
2月	国内感染者が増加 全国すべての小・中・高・特別支援学校に臨時休業		
3月	不要・不急の外出自粛	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の1年の延期の決定	ちばアクアラインマラソン中止の決定
4月	緊急事態宣言発令	動画等による室内での運動が広がりを見せる インターハイの中止の決定	緊急事態宣言発令 学校の臨時休業の延長
5月	学校教育活動の再開の動き 新しい生活様式が広がる	高校野球の中止の決定	緊急事態宣言解除
6月		鹿児島国体・障害者スポーツ大会の延期の決定	学校教育活動の再開
7月 8月 9月	感染者が再び増加（第2波）	全国で代替大会を実施	インターハイ、高校野球の代替となる地方大会を実施
11月	感染者が増加（第3波）		
令和3年 1月	緊急事態宣言発令		緊急事態宣言発令
3月	緊急事態宣言解除		緊急事態宣言解除
4月	感染者が増加（第4波） 緊急事態宣言発令	感染防止対策を実施し、各種大会を実施	まん延等防止措置発令
7月 8月 9月	感染者が増加（第5波）	高校野球・インターハイを実施 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を開催 三重国体・障害者スポーツ大会の中止	緊急事態宣言発令 学校の分散登校等の措置 緊急事態宣言解除
令和4年 1月	感染者が増加（第6波）		まん延等防止措置発令

平成25年9月に開催地が決定した東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も、例外ではありませんでした。1年間の延期を強いられたものの、感染状況が収まらないことから様々な制限下での開催となりました。

そのような中、日本は、オリンピックでは過去最多となる58個のメダルを獲得し、続くパラリンピックでも前回のリオデジャネイロ大会を上回る51個のメダルを獲得しました。史上最多の参加者となったパラリンピックは、これまでになく、メディアやインターネット、SNS等で大きく取り上げられ、パラスポーツのすばらしさを再認識する大会となりました。これまで経験したことのない極めて困難な状況の下、日本選手団をはじめとしたアスリートの活躍は、世界中にスポーツが持つかけがえのない価値を発信し、多く人に感動や勇気を与え、夢に向かって挑戦することの大切さを教えてくれました。

本県においてもオリンピック4競技、パラリンピック4競技が開催され、各自治体では事前キャンプも行われました。

このような新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式への変容や、運動不足による体力低下への懸念、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を、改めてスポーツの意義や価値を見直す機会とし、高齢者や障害のある人等が積極的に参加・貢献していくことができる共生社会に向けて、誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりを進めていくことが重要です。



【未来のアスリート育成事業千葉県強化指定選手特別講演会】

(5) これからの本県のスポーツ推進に向けて

本計画では、勝敗や記録を競う競技スポーツや、健康を目的に行われる身近な身体活動などの生涯スポーツだけでなく、散歩やサイクリング、通勤中の一駅歩きなど、幅広くスポーツとして捉えています。さらにスポーツに関わる多様な取組についても推進し、気軽にスポーツに親しみ、これまで以上にスポーツが好きな県民を増やしていきたいと考えています。ライフステージに応じた多様なスポーツに日常的に親しむことで、心身の健康増進や活力のある生活の実現を目指すとともに、人と人との交流やつながりをつくる新しいコミュニティの形成につなげていきます。

パラスポーツについては、障害のある人の心身の健康の保持増進だけではなく、スポーツを通じて社会参加を促す効果があることから、障害のある人が生き生きと自分らしくパラスポーツに参加できる環境を整備していくことが必要です。また、パラスポーツは、障害のある人への理解を広げることに寄与することから、誰もが分け隔てなく一緒に楽しめる環境を整えるとともに、パラリンピックの開催を契機として芽生えてきたパラスポーツに対する興味・関心を実際の参画につなげていきます。

スポーツは、「する」ことにより楽しさや喜びを感じ、継続して行うことで勇気や自尊心、友情などの価値を実感することができます。またスポーツを「みる」ことで感動や興奮を感じ、スポーツを「ささえる」ことにより、選手同様の達成感を味わうこともできます。第13次計画では、「する・みる・ささえる」スポーツの基盤となる「知る」という要素を加え、性別や年齢、障害の有無を問わず、充実したスポーツライフの実現を目指します。

スポーツは、私たちの生活を豊かにする力を秘めています。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後を絶好の機会と捉え、スポーツの意義や価値について県民へ広く発信し、「する・みる・ささえる」スポーツを更に推進していきます。

コラム① 「知る」から広がる！！ 『スポーツとは…？』



私たちが日常的に使っている「スポーツ」という言葉は、明治の開国時に伝来したと言われて
います。「スポーツ基本法」により、スポーツは以下のように定義されています。

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充実感の獲得、自立心その他の精神の涵養のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっている。

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であり、すべての国民がその自発性の下に、各々の関心・適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することができる機会が確保されなければならない。

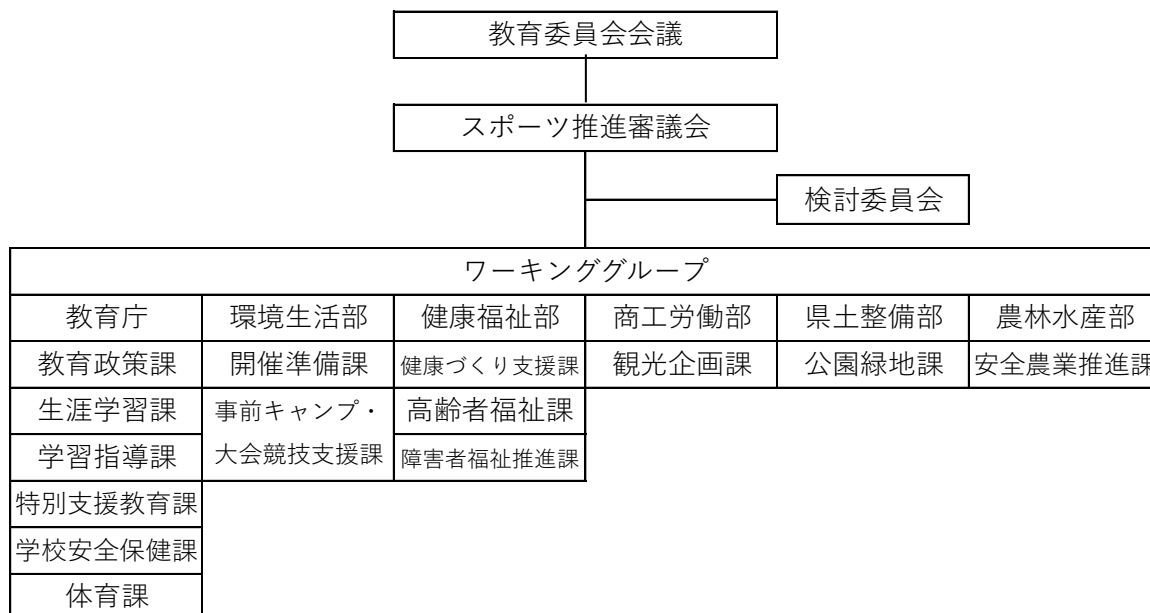
【スポーツ基本法 前文抜粋】

2 計画の性格

本計画は、スポーツ基本法（平成23年6月公布）、千葉県体育・スポーツ振興条例（平成22年12月制定）に基づき、「千葉県総合計画 ～新しい千葉の時代を切り開く～」及び「第3期千葉県教育振興基本計画 次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」（令和2年2月策定）の趣旨を踏まえ、スポーツの総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

また、各部局の施策を加味するため、健康福祉部・環境生活部・商工労働部・農林水産部・県土整備部及び教育庁内関係課とで構成された策定検討会議で検討し、計画に反映します。そして千葉県スポーツ推進審議会に諮問し、千葉県教育委員会が策定します。

本計画は、これまでの取組の成果や現状を踏まえるとともに、本県の体育・スポーツのあるべき姿を展望した総合的な指針を示すものであり、関係各部局・各課や、県民・行政・スポーツ関係者（団体）等が体育・スポーツ振興の目標を共有し、その実現に向けて連携・協働する内容を明らかにするものです。



【千葉県体育・スポーツ推進計画策定検討会議組織】

3 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度にわたる5年間を見据えた計画です。それぞれの施策を着実に推進するとともに、進捗状況については、県教育委員会が千葉県スポーツ推進審議会に報告し、その意見を踏まえて効果的な推進に努めます。

